

# 新しい法令および税務に関する最新の ガイダンス情報

2019年3月



# Content

今回の弊社 Grant Thornton Vietnam のニュースレターでは、以下の通り、新しい法令および税務に関する新しいガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

1.



科学技術企業に関する政令 Decree  
13/2019/ND-CP

2.



極小企業に対する会計制度

3.



技術移転活動に関わる税務政策

4.



電子インボイスには別途商品リスト  
表を作成しない

5.



投資段階での預金金利収入に関わる  
法人所得税優遇 投資段階での預金金  
利収入に関わる法人所得税優遇

# 1. 科学技術企業に関する政令Decree 13/2019/ND-CP

科学技術企業に関する2019年2月1日付け政令Decree 13/2019/ND-CP (“Decree 13/2019/ND-CP”) が発行されました。このDecree 13 には、法人所得税の減免税、融資優遇、土地・水面リース料の減免など科学技術企業に対する多くの優遇政策が明記されています。

Decree 13 は、2019年3月20日から施行されます。これによれば、適用対象には、ベトナム法令の規定に従い設立され活動しており、かつ、科学技術の結果から製造、販売、サービスを実施している企業が含まれます。

Decree 13 のガイダンスによれば、以下の条件を満たす場合に科学技術企業証明書の発行を受けることができます。



企業法に従い設立されかつ活動している。



法令の規定により管轄当局の評価、査定、公認を受けた科学技術の結果を生む可能性がある、または、そのような科学技術の結果を応用できる可能性がある。



科学技術の結果から形成された製品の製造、販売による売上高が総売上高の30%以上を占める。

但し、設立から5年未満の企業の場合には、上記の a) および b) のみの条件を満たせば科学技術企業として認められます。Decree 13 は、科学技術企業に対する法人所得税の4年間免税およびその後9年間の50%減税措置を明記しています（科学技術の結果から形成された製品の製造、販売による売上高が総売上高の30%以上を占めるという条件を満たす必要があります）。

税務優遇措置に加えて、Decree 13 では、科学技術企業に対する土地リース料の減免、融資優遇（融資を実施する商業銀行の貸出金利の最大50%）などの優遇措置も規定しています。





## 2. 極小企業に対する会計制度



極小企業に対する会計制度のガイダンスとなる2018年12月28日付けCircular 132/2018/TT-BTC8 (“Circular 132”)が財政省から発行されました。具体的には、Circular 132/2018/TT-BTCでは、会計帳簿への記帳方法、証憑の様式体系、財務諸表、および、会計部門などについてのガイダンスがなされています。極小企業の基準は税法の規定に基づくこととされています。



極小企業は、2019年4月1日以降に開始する会計年度から、Circular 132(2019年2月15日施行)の規定に基づく会計制度を実施します。

# 3. 技術移転活動に関わる税務政策



外国企業からベトナム企業への「技術情報」の移転活動に関わる税務政策に関するガイダンスとして2018年11月20日付け Official Letter 4574/TCT-CSが税務総局から発行されました。



具体的には、このガイダンスによれば、「技術情報」の移転活動は技術移転活動と見なされ、従って、技術移転法の適用対象になります。



現行法令の規定に従い、技術の所有者または技術の所有者から許可を得た機関・個人のみが技術移転を実施することができます。これによれば、外国企業がベトナム企業へ技術移転を行う場合、外国側の法令規定により技術移転側が技術の所有権を届出する必要が必ずしも無いのであれば、ベトナム側で技術移転を受ける企業は、技術移転を実施する外国企業が当該技術の所有者であることを証明する書類・資料の提供またはその旨の誓約をする責任があります。



Official Letter 4574/TCT-CSの回答内容は、同じ問題に対する回答として税務総局から発行されていた以前のOfficial Letter 231/TCT-CSよりも明確になっています。



## 4. 電子インボイスには別途商品リスト表を作成しない



電子インボイスに添付する商品リスト表の作成に関する2019年1月18日付けOfficial Letter 2973/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

ハノイ市税務局によれば、商品の販売に際して顧客へ電子インボイスを発行した場合、法令の規定に従い、必要に応じて完全な形態での電子インボイスの記載情報へアクセスし使用ができるように、販売商品リストを電子インボイスへ漏れなく記載する必要があります。これによれば、販売商品リストは電子インボイス上に記載しなければならず、別途紙でのリストを作成することはできません。

電子インボイスから紙インボイスへ変更する場合、販売商品・サービスの数がインボイスの1ページにある行数よりも多い際には、自社印刷インボイスを使用する場合と同様の処理をします。具体的には、インボイス次ページのヘッダー部分に、1ページ目と同じインボイス番号(コンピュータシステムによる自動的による番号付け)、1ページ目と同じ購入者および販売者の名前、住所、税務コードが表示され、記号の無いベトナム語での注記として「前ページから続くーページX/Y(Xは当該ページ数、Yはインボイス全体のページ数)」を意味する“tiep theo trang truoc – trang X/Y”の記載を伴えば、複数ページのインボイスを作成することができます。



## 5. 投資段階での預金金利収入 に関わる法人所得税優遇

投資段階で発生する預金金利に関わる法人所得税優遇に関するガイダンスとして2019年1月24日付け Official Letter 4102/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

ハノイ市税務局のガイダンスによれば、企業を設立する投資ライセンスの発行を受けた時点の規定に従う税務優遇条件を漏れなく満たしている場合、投資段階に投資家から出資された資本金の銀行への預金による金利収入が発生していたとしても、実際の事業開始時点から法人所得税の優遇税率を適用開始します。投資段階で発生した預金からの金利収入については、法人所得税の申告・納税を行い、法人所得税の優遇期間（優遇税率および減免税の両方の適用期間）に含めません。

# Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは  
下記サイトへアクセス下さい。

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

## Head Office in Hanoi

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam  
T + 84 24 3850 1686  
F + 84 24 3850 1688

### Hoang Khoi

Tax Partner  
National Head of Tax  
D +84 24 3850 1618  
E [khoi.hoang@vn.gt.com](mailto:khoi.hoang@vn.gt.com)

### Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 24 3850 1620  
E [du.nguyen@vn.gt.com](mailto:du.nguyen@vn.gt.com)

## 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 24 3850 1680  
E [kaoru.okata@vn.gt.com](mailto:kaoru.okata@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh City Office

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam  
T + 84 28 3910 9100  
F + 84 28 3910 9101

### Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 28 3910 9231  
E [hungdu.nguyen@vn.gt.com](mailto:hungdu.nguyen@vn.gt.com)

## Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 28 3910 9235  
E [valerie.teo@vn.gt.com](mailto:valerie.teo@vn.gt.com)

## Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 28 3910 9233  
E [mongvan.tran@vn.gt.com](mailto:mongvan.tran@vn.gt.com)

## 唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk  
D +84 28 3910 9135  
E [masato.karoji@vn.gt.com](mailto:masato.karoji@vn.gt.com)

## Nguyen Thu Phuong

Tax Director  
D +84 28 3910 9237  
E [ThuPhuong.Nguyen@vn.gt.com](mailto:ThuPhuong.Nguyen@vn.gt.com)

© 2019 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.



[grantthornton.com.vn](http://grantthornton.com.vn)